

第34回東海村地域福祉計画推進会議 議 事 録

1. 日 時 平成27年8月31日（月） 午後2時～4時

2. 場 所 総合福祉センター「絆」会議室

3. 出席者 ・地域福祉計画推進会議委員
（叶井委員，富永委員，小野寺委員，河野委員，井坂委員，野上委員，
今橋委員，松井委員，相巢委員，須藤委員，大内委員）
・アドバイザー 稲垣美加子先生（淑徳大学教授）
・事務局 芳賀補佐，酒井主幹，高橋主幹，小原澤主事

4. 結 果（要点）

（1）前回議事録の確認について

- ・第5次総合計画後期基本計画中の文言は，委員の皆さんの意見を踏まえて修正し，福祉部門ワーキングにかけることになった。
- ・基本目標1には，「広報宣伝」も方向性の1つに追加することになった。
- ・基本目標2では，介護保険法の改正を受けて，介護福祉課と共にボランティア人材の育成を行っていくことを説明し，了解いただいた。
- ・基本目標3と4は稲垣先生と事務局で検討するという事で了解いただいた。

（2）第3次地域福祉計画の施策の展開（案）について

- ・基本目標体系最終案を提示し，基本目標ごとに意見出しを行い，文言修正を行った。
- ・前回会議で「CSW及び協議体の設置について詳細を知りたい」という要望があったため，事務局より説明を行った。

（3）第5次総合計画後期基本計画の進行状況について

- ・今回会議でいただいた意見をもとに再度修正し，9月7日の5次総の福祉部門ワーキングにかけることを説明した。

（4）第3次地域福祉計画の基本理念（案）について

- ・第5次総の政策3-1の文言が，第3次地域福祉計画の基本理念になることを説明し，了承いただいた。

（5）その他（10月以降の会議日程について）

- 10月28日（水）14時から 絆会議室
- 11月30日（月）14時から 絆ボランティア室3

5. 結 果（詳細）

（１）開 会

（２）委員長挨拶

本日はお忙しい中お集まりいただき感謝申し上げます。今日は基本目標体系案がまとまったので事務局から皆さんに報告したい。

昨夜のNHKで「老人漂流社会～親子共倒れを防げ～」という番組がやっていた。かいつまんでいうと、80代の年金受給中の親と失業中または非正規雇用の50歳ぐらいの子どもが二人暮らしをしていて、医療費や介護にお金がかかり、生活困窮に陥ってしまう。私が現役時代の途中に「派遣」という方が職場に出てきたが、非正規雇用という制度に問題を感じる。他にも孤独死などもあるし、東海村でも今後こういうことが起きてくるのかもしれない。民生委員の方々には地域の高齢者をしっかり把握してもらっているだろうが、自分達自身もそれぞれが用心しておかなければいけないと思う。

（３）稲垣先生挨拶

委員長が言及された問題について追加したい。日本は児童福祉法で15歳まではカバーしているが、支援がそこで終了してしまっている。実は今、子どもの自立が遅くなっていることが言われていて、NHKで取り上げられたことも20年程前から問題になっている。自立できない子どもを支えてきた親が年金生活になり、子どもも30歳を過ぎると、将来への不安から急に子どもへ自立を促すようになり、それがプレッシャーとなって子どもも感情的になり、親を殺してしまうという事件も見聞きされている。社会もようやく問題意識を持つようになってきたと感じる。

一番深刻なのは、高齢者よりも、高齢者にぶら下がっている本来働こうとすれば働ける20～40代であり、彼等が自立できない今の世の中は深刻である。またそのあおりを受けて、彼等の子供たちが貧困状態に陥っており、未来は非常に暗いものがある。高齢者も支えなければいけないが、高齢者ばかりに目を向けてはいけない。本来ならば夢を持ったり、やりがいを求めて働いている世代が、親の年金にぶら下がっていたり自立の方法が生活保護しかないという状況はとても深刻であるし、その世代が養っている子ども達は学校にもいけない。とある行政では3ヶ月給食費を滞納した世帯の子ども達には給食を与えないそうである。これは憲法違反・児童福祉法違反であり、子どもの権利条約上も問題があるが、今の日本社会がそこまで厳しい状況であり、そうならないよう東海村では何をどう考えていくのかという視点を持たなければいけない。皆様にはそれぞれの立場から、この地域福祉計画が、現状を考えつつ少し先の未来に備えていくような計画になるよう、ご助言をいただきたい。

（４）新任委員挨拶

○富田課長の欠席について説明。

○配布資料の確認

(5) 議 事

①前回議事録の確認について（事務局より前回議事録を用いて説明）

- ・第5次総合計画後期基本計画の概要及び第3次地域福祉計画との関係について説明し、第5次総合計画後期基本計画中の文言は、委員の皆さんの意見を踏まえて修正し、福祉部門ワーキングにかけることになった。
- ・基本目標1には、「地域福祉教育」のほかに「広報宣伝」も方向性の1つに追加し、地域福祉教育を受けた住民を広報宣伝活動に巻き込んでいくような施策を行っていくことになった。
- ・「地域のリーダー育成」については、基本目標1には掲げず、基本目標2の中に要素として入れていくことで了解いただいた。
- ・介護保険法の改正により、地域に福祉の専門職の配置と協議体の設置が義務付けられ、これは地域福祉計画の目指す方向性とも一致するものであることから、今後は介護福祉課と共にボランティア人材の育成を行っていくこととし、基本目標2はそれらを反映させ4本立てにしたことを説明し、了解いただいた。
- ・基本目標3と4は稲垣先生と事務局のほうで検討するということで了解いただいた。

委員長）議事録について話をさせていただく。私はこの会議以外にも色々な委員を務めているが、このような詳細な議事録はない。なぜこのような議事録が必要かという点、他の会議では資料をシンクタンクの方に作成してもらい、会議ではその説明に終止するので、詳細な議事録が必要ない。ところがこの会議では、私達委員の発言を反映させて計画を作っている。だから、皆さんには議事録をよく読んで、発言内容に間違いや追記があった場合は指摘してほしい。

②第3次地域福祉計画の施策の展開（案）について（事務局より資料2を用いて説明）

- ・前回会議までで出た委員の意見と稲垣先生の意見を反映したうえで事務局内で検討し、最終案としてまとめた。
- ・資料を事前に送付し、すでに御目通しは済んでいると思われるので、今日のご意見をいただきたい。
- ・基本目標1は「情宣活動」を追加した。
- ・基本目標2は施策の方向性1に具体的な施策例を追加した。
- ・基本目標3には、「災害時の防災体制」に社協との協働の取組み、行政内の取組みを追加した。
- ・基本目標3～4に共通する部分では、要支援者の早期発見に対する協力者を追加した。
- ・基本目標4は、事務局では取り入れられなかった部分まで稲垣先生からご意見をいただき、施策の方向性3本にまとめた。

基本目標1-3「行政職員の福祉教育」について

委員長）それでは基本目標ごとに意見を言っていただく。まず基本目標1について意見をお願いします。

委員）基本目標1-3「行政職員の福祉教育」について、具体的な施策例に「最低限度の福祉知識を・・・」とあるが、「最低限度」という言葉に寂しさを覚える。ここは「行政職員として高度な」という文言の方がいいのではないかな。

稲垣先生) 仰るとおり「最低限度」という文言は適切さに欠けると思うが、「高度な」となると社会福祉士等の国家資格を目指すような目標設定になってしまい、「どこまで高みを目指すのか」という問題になる。「必要十分な」ぐらいの文言にしておいたほうがいい。

委員) 私が現役の頃、会社には色々な資格を取る人が多かったが、実践では使い物にならないものも多かった。過去に苦い経験をしたので、このような発言になった

稲垣先生) 資格にはランクがあり、民間資格から団体資格、国家資格まである。社会福祉士の仕事は年々難しくなり高度化してきている。そのため、専門的にやるべきところと行政職としてできるところは区分が必要だと思う。今回の計画にも「協働」という言葉が出て来るが、行政職として、憲法25条にあるナショナル・ミニマム（最低限度の生活）を守るためやらなければならないことと、重度化・困難化したケースに介入していくことはまた別物であり、そのときには専門職の力を借りることも行政職としての力量である。行政が全て自分達で担ってしまったら人手が足りなくなってしまうので、職員は必要十分な福祉知識を身につけると共に、専門職と連携する力というものを大事にしてほしい。

委員長) それでは「必要十分」という言葉にしてほしい。

事務局) 確かにその方が言葉の響きもいいので、そのように修正する。

基本目標1-2「情宣活動」について

委員) 施策の方向性2について、「情宣活動」とあるが、一般的には分かりにくい言葉なので、「情報宣伝活動」にした方がいい。

事務局) 了解した。

委員) それに関連して「これまでの地域福祉の情宣活動のあり方」という文言はおかしいと思う。議事録からいうと「これまでの地域福祉活動の情報宣伝活動の効果測定に基づいて」の方がいいのではないかな。

稲垣先生) 「あり方」という文言は過去のことにも使えるので、これでいいのではないかな。

事務局) もちろん「効果測定を行う」というこの施策の趣旨は十分承知している。

基本目標1-1「住民に対する地域福祉教育」について

委員) 了解した。それともう1つ、「子どもに対する地域福祉教育」とあるが、子ども限定ではなく、住民全体を対象にした方がいいのではないかな。

稲垣先生) ここは確か「未来の人材育成」ということで、子どもに対する地域福祉教育を得出したはずである。

事務局) 大人への研修・啓発は、「住民を対象にした講座・講演会・イベントの開催」で実施していく。

委員) 大人に対してもやはり地域福祉教育の体系化が必要だと思う。

稲垣先生) 確かにそうだが、前計画では、地域福祉計画の子どもバージョンを作成し学校に配布するという案が出ていたが、震災があり、なんら十分なアプローチが出来ないまになってしまった。その反省もあり、もちろん大人に働きかけることも大事だが、未来を担う子ども達に、人材養成や社会福祉制度の理解、様々な偏見をなくし、子ども自身の権利擁護を理解させるためにも、今回はやるべきだという判断をしたはずである。社協でも出前講座をやりきれていない状況なので今後検討してってもらいたい。また地区社協も小地域福祉活動の際、小中学校と連携がとれていない部分がある。小中学校はガードが硬く忙しいため連携が取りにくい面もあるのだが、子ども達に対してどう地域福祉への理解を促していくかは大きな課題なので、これまでの議論の中でも「子どもに対する地域福祉教育」は特出しすることになっていたはずである。

委員) 了解した。それでは具体的な政策で具現化してほしい。

事務局) 了解した。

委員長) 「教育委員会と村社協、住民と連携し」とあるが「住民」とは誰を指すのか。

事務局) まだはっきり決まっているわけではないが、各種団体の方にご協力をお願いしたいと考えている。そこにはこども会やPTAも含まれている。

稲垣先生) 福祉分野にとって、望んでも一番協力を得られないのが学校である。学校には学校側の事情があるのは分かるが、これまで色々なレベルで色々なことをやってみたが、学校との連携はうまくいったことがなかった。それはやはり学校が置かれている状況が非常に厳しくて、先生達が疲れきっており、新しいことがやれないのが実情だと思う。でも我々福祉分野が今一番必要としているパートナーが学校である。

委員) 前回会議を欠席したため、議事録及び資料を読んで思ったが、民生委員・児童委員協議会はこの施策体系にあまり関わっていないようである(例えば、「子どもの地域福祉教育」には「住民との連携」とあり、民児協は記載されていない) それでいいのか。

事務局) もちろん子どもの地域福祉教育をはじめ各種施策には民生委員・児童委員協議会、地区社協、子ども会、PTA など各種団体の皆さんにご協力いただきたいと思っている。ただ、具体的に動いていないので、「住民」という言葉でまとめている。

稲垣先生) この施策では仕掛けを作っていくため、関係者と調整し参加団体に協力を依頼していくのだが、その際にはあらかじめプランを立てなければならない。そのため、まず始めに資料にあるような関係者(「子どもの地域福祉教育」では教育委員会、村社協、住民)でまず最初の柱を作り検討委員会等で企画を練るようになると思うので、このような文言にしている。

委員) 第5次総合計画後期基本計画にも民生委員・児童委員協議会が記載されていなかったもので、私から依頼して追記してもらった。やはり入れるべきところには入れるべきではない

かと思ったが、今の理由を聞いて了解した。

基本目標 1－3「行政職員の福祉教育」について

委員)「スーパービジョン」の部分の説明してほしい。

事務局)我々行政職員は地域福祉の業務をしていくうえで、まだまだ出来ない部分、分からない部分、迷いながらやっている部分があるので、計画評価の際に豊富な福祉知識・経験をお持ちの方に客観的に評価してもらおうと思っており、資料のような言葉にまとめた。

委員)スーパービジョンは色々な場面で必要になってくると思うので、「計画評価のとき」と限定しなくてもいいのではないかな。

事務局)確かに今も策定の段階で稲垣先生にスーパービジョンを受けているようなものである。今後、スーパービジョンを受けるとすれば評価の際かと思ったのだが、そこに限らない方がいいかな。

委員)専門性の向上を図る意味では、困難ケースへの対応の際などもスーパービジョンが必要になってくるのではないかなと思う。教育機能としてのスーパービジョンなので、「計画評価の際」に限定した書き方が異質な気がする。

委員長)「教育機能としてスーパービジョンを導入し、計画の適切な進行管理及び職員の専門性の向上に努める」というような文言はどうか。

委員)計画評価に限定した書き方にしない方が、色々な場面に対応できると思う。

事務局)了解した。

基本目標 2－2～4「CSW 及び協議体の設置」について

- ・前回会議で「CSW 及び協議体の設置について詳細を知りたい」という要望があったため、事務局より、資料 3 を用いて説明した。
- ・介護保険制度が今年度から改正になり、生活支援コーディネーターと協議体の設置が義務づけられた。
- ・今回の介護保険制度改正で目指しているのは、「地域包括ケアシステムの構築」であり、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的、継続的に確保される体制を実現することである。このケアシステムの構築が位置づけられた背景には、団塊世代が 75 歳以上になる 2025 年には現行サービスでは支援が追いつかなくなるという問題がある。そのため、地域で出来ることは地域でやってほしいということである。
- ・そのため、市町村、都道府県が主体となり、それぞれの地域特性に合わせて生活支援、介護予防体制を構築するため、生活支援コーディネーターと協議体を設置することになった。
- ・生活支援コーディネーターの役割は、大きく分けると 3 つある。
 - a 資源開発：今後地域に必要なサービスの創出、担い手の養成
 - b ネットワーク構築：サービス提供団体及び関係者間の情報共有・連携体制づくり
 - c ニーズと取組みのマッチング：地域及び個人の支援ニーズと、サービスのマッチング
- ・生活支援コーディネーターは、第 1 層（市町村全域）と第 2 層（日常生活圏域）それぞれ

に配置することになっている。

- ・併せて設置する協議体とは、地域で活動している団体や関係者が集まって、地域の中で今後必要なサービスを検討したり、それぞれの活動について情報共有する話し合いの場である。この協議体も第1層（市町村全域）と第2層（日常生活圏域）それぞれに設置することになっている。
- ・本村においては生活支援コーディネーターも協議体もまだ設置されておらず、全国的にもこれから設置をする市町村が多い。また設置方針も検討段階でまだはっきりとは決まっていない。
- ・生活支援コーディネーターの役割は、第2次地域福祉計画で設置を目標に挙げつつ実現できていなかったコミュニティソーシャルワーカー（CSW）の役割と重複する部分がある。CSWは地域福祉の専門家であり、高齢者だけでなく障害者、児童、母子など、地域住民全体を対象としているが、介護保険で位置づけられた生活支援コーディネーターは高齢者のみを対象としている。ただ、その活動内容は重複する部分があるので、両者を一体化させ、配置に向けて庁内で検討を進めているので、以前からこの会議で皆様からいただいたご意見、先生からいただいたご意見を踏まえ、地域福祉の観点も盛り込みながら協議を進めていきたい。

委員）全国的に配置はまだという話だが、どこか先進的のところはあるのか？

事務局）すでに設置しているのは、東京都多摩市、新潟県上越市、北海道函館市、大分県竹田市などである。それから日立市も生活支援コーディネーターは設置されたという話は聞いている。

委員）それは専門職を配置したということか。

事務局）それは自治体によって様々である。中には生活支援コーディネーターを福祉とは関係ない町づくりの団体をお願いしているところや、庁内で養成しているところもある。

委員）民生委員はすでに住民の生活支援に関わっているので、これからは生活支援コーディネーターと情報を共有するなど、協力していかないといけない。

委員長）「生活支援コーディネーター」を一言で言うと何か？

委員）「高齢者の世話役」だと思う。

稲垣先生）高齢者は自分自身で必要な支援にたどり着いたり、民生委員へ連絡を取ったりすることが難しいため、介護保険制度で窓口を一つにすることにした。それでも医療介護高齢者は自分自身で支援にたどり着くことができず、「介護難民」が溢れてきてしまった。彼らはプライドも高く、介護が必要なことを自覚できておらず、介護保険制度の知識もない。そういう人達が地域で孤立無縁状態になっている。

生活支援コーディネーターに対する取組みは、自治体によって違っている。関西では、すでにCSWを設置し、地域福祉の観点から領域を問わない支援が始まっているが、そうでない地域では、今回の介護保険制度の改正で、高齢者を対象にした生活支援コーディネーターの配置を進めることになる。地域福祉と介護保険のどちらの観点から始めても構わない。

また被災地にも「生活支援員」という似た方がいて、仮設住宅を回り、孤立しがちな被災者の方々を必要なサービスに繋げる活動をしている。

今、「世話をして繋ぐ人」が必要とされており、彼等は困っている人のことも、サービスや制度のことも分かっており、かつ地域を歩ける人である。それに各種制度が色々な名前を付けており、改正介護保険制度では、要支援の人達の把握・支援を自治体に任せたのである。

委員） 民生委員・児童委員は、地域住民とサービスのつなぎ役をやっている。

委員） 東海村ではすでに、民生委員・児童委員が高齢者状況調査のなかで高齢者個人の色々な情報を掴み、行政に提供している。そのため、今回の生活支援コーディネーターや協議体の設置はそれほど苦勞なく始められると思う。

稲垣先生） 始めるのはいいが、問題は5年後10年後に、皆さんのような熱意と力のある民生委員・児童委員がいつまで地域にいるかだと思う。

委員） 高齢者の状況把握は、東海村では民児協がこれまでずっとやってきたことなので、生活支援コーディネーターも協議体もやっていけるようになると思う。

委員長） つまり民生委員・児童委員がやればいいのか。

委員） そういうわけではない。民生委員・児童委員も含めた協議体の中で情報共有していくということである。

稲垣先生） 東海村でも今後は独居高齢者が増え、家族相互の支え合いは減って来ると思う。そうなったときでも、これ以上民生委員・児童委員の方に負担はかけられない。また行政責任もあるのだから、今回の介護保険制度の改正を機会に、東海村のサービス体系の再構築や職員の連携の見直しを行ってほしい。またこれまで実践してきたことを見直し、新制度に照らして支援に漏れがないか確認してほしい。

東海村のように民生委員・児童委員が精力的に活動し、地域力が残っている地域はなかなかない。必要な人数を任命できるのもすごいことである。今回の改正介護保険制度の取り組みでは、東海村としては新しいことを取り入れているわけではないが、不足する部分がないか確認することもできるし、国から人件費を取ってくることもできるので、バックグラウンドが安定する。

委員） 厚生労働省からは何か支援やペナルティはあるのか。

事務局） 介護保険制度の中で、少し補助金が下りる。ペナルティはない。補助額が下がっていくことぐらいである。

委員長） 地域には民生委員・児童委員や地区社協のふれあい協力員など、同じ目的を持って地域に貢献している人が沢山いるが、彼らもまた縦割りになっているので、行政の力で、上手くまとめ、効率性を高めていってほしい。

委員） 確かに民生委員・児童委員と地区社協のふれあい協力員は、高齢者の見守り活動とい

う同じような活動をしており、非効率のようにも見えるが、私は、高齢者宅には回数多く行ってあげることが大事だと思う。窓口は1つでもいいが、色々な団体が訪問した方が高齢者にはいい。

委員) 高齢者との顔つなぎが大切である。

委員長) 確かにスピードや効率性だけを求めてはいけない。しかし、あまりにも進展が遅い仕組みもいけない。

委員) 効率性に問題があると感じるということは、体系的にうまくいっていないということ。見直しが必要である。

委員長) そのとおりである。

稲垣先生) 情報コーディネートはすべきだである。多くの人達が訪問しているのだから、そこから上がってくる情報のマネジメントを適切に行い速やかに支援につなげる必要がある。また人には相性があり、相手やその日の気分によっても態度が変わってくるので、多様な見守り者がいるのはいいことである。

委員) 福祉関係の団体は沢山あるが、民生委員・児童委員は地区社協とは一部の地区で繋がりがあ、NPO 団体とはまだ繋がっていない状況である。今後は団体同士が横の繋がりを持ち、互いに問題を共有しながら、協働でやれる部分はやっていきたいし、そのためにも集まりの場を持っていきたい。

委員) 基本目標2の「CSW」について。具体的な施策例に「小地域福祉活動を促進する」とあるが、促進するのは住民なので、「小地域福祉活動の場の構築を促進する」とした方がいいのではないか。

(会議での検討の結果、「住民による小地域福祉活動の促進を支援する」という文言に修正することになった)

基本目標2-1内「実費弁償の仕組みづくり」について

委員) 具体的な施策例「実費弁償の仕組みをつくり、住民に周知する」について、他の施策例に比べて具体性が足りないし、案全体的にもそれが見受けられる。

委員) 地域福祉の特性上、どうしても定性的な表現になってしまう。そのため、年度ごとに実施予定を立て「施策の見える化」をしていけばいい。

稲垣先生) それは次の作業で行っていくことであり、恐らく年度ごとの進行管理表を作っていくことになる。「実費弁償の仕組みづくり」という施策では、今まで誤解があった「有償」の意味を整理し、共通理解を得るため情報発信を行い、実際に実費弁償の仕組みも作っていく。そのためにもまずは検討から始めていかなければならないため、このような文言にとどめているので、ご了解いただきたい。

基本目標 3－4「生活困窮者支援」について

・事務局から、基本目標 3 の変更点・追加点を説明。

委員）生活困窮者自立支援制度に関する「村の独自事業」について説明してほしい。

事務局）生活困窮者自立支援制度の中には、自治体が独自で行う任意事業がメニューとして設定されており、まだ具体化はしていないが村でも何かできるものはないか検討していきたいと思っている。

委員）他市町村でも何かやっているところはあるのか。

稲垣先生）補足するが、生活困窮者自立支援事業は、実施主体が「福祉事務所設置自治体」と決められているため、市であれば独自に実施しやすいのだが、村は県と協議して事業を進めていかなければならないので、独自に決めることができない。そのため、ここはこのような抽象的な表現にさせていただく。他市では、社協に委託して、家計管理事業や子どもの学習支援事業などを始めているところもある。

委員）私は先週、生活困窮者の子どもの学習支援事業についてのフォーラムに参加し、いい話を聞いてきた。千葉県の事例だが、生活困窮世帯の子ども達を集めて学習支援を行うことにより、不登校や孤立といった問題にもアプローチしている。そのことによって子どもにとって相談相手ができたり居場所となったりする。先生役は学校の先生上がりの人とか、企業経験者などである。他にも日立市や龍ヶ崎市でも始まっている。

稲垣先生）社協で検討中の新規事業の中にも同様のものがあって、地域福祉活動計画策定委員会でも説明されている。ただ、こういった事業を始めるにあたって注意しなければならないのが「ラベル貼り」である。私の大学でも授業について来られない生徒を特別に集めて補習を行っているが、「あいつらは出来ない」というラベルが貼られてしまう。そのため、村内で始めるときには「生活困窮世帯の子ども」というラベルが貼られないように、生活困窮世帯に限定せず、「地域の中で子どもを見守る」という視点で実施していったほしい。子ども達の中には、生活困窮世帯ではないが不登校の子や、勉強はできても家に居場所がない子がいるので、そういった子ども達も含めた事業にしていきたい。民間である社協は取り組みやすいので、この事業は社協に進めてもらい、村は制度を精査し、独自にやれることを見つけていきたい。

委員）今は学習塾に行けない子ども達も沢山いると思うので、その子達のために教師 OB がボランティアで勉強を教えるような事業を考えたい。

稲垣先生）本当はこのような事業を行わなくても、昔のように大人達が地域で子ども達を見守り、子ども同士と一緒に勉強したり遊んだりできるような環境があればいいのだが。

委員）今は世帯間に経済格差があり、子ども達の世代にも連鎖が起きるそう。そこを解消していくためにも、この事業は大事である。

委員）この施策は非常に意味があることが分かった。

基本目標 3-2 「災害時における地域主体の防災体制づくり」について

委員) 基本目標 3-2 「災害時における地域主体の防災体制づくり」についてだが、単位自治会ごとの防災体制がすでに整っているところとそうでないところがある。行政は立ち上げ当初は一生懸命やってくれるのだが、ある程度出来上がってくると手をひいてしまうので、そのようなことがないようにしてほしい。

稲垣先生) 「喉元過ぎれば熱さ忘れる」と言うが、震災直後は色々な取り組みを行っていたが、今は停滞して来ている。また災害協定を結んだ自治体へ支援に行くための人件費予算の確保も疎かになっていたりする。そのため、担当職員が日頃から協定を確認し、支援方法を頭に入れ、忘れないようにしておくことが大事である。私は仕事で神戸市に行くことがあるが、阪神淡路大震災から 20 年経った今も復興できていない地域や孤立死がなくなる地域がある。それは震災直後は熱心な支援があったが、その後途切れてしまい、声を上げられない人達が犠牲になったからである。東海村ではそのようなことがないように、薄れてきている記憶を呼び覚まし、災害への備えを続けてほしい。

委員) 社協でも災害時対策を検討中だが、補助金を一部基金として積み立てておき、災害時に使えるようにしたいと思っている。

委員長) 東日本大震災のときには、素早い対応ができていたと思うので、今後も継続してほしい。

委員) 災害時対応については震災マニュアルを作ったが、現行の第 3 次地域福祉活動計画には位置づけができなかったもので、現在の見直し作業で、マニュアル整備や福祉避難所の立ち上げ、行政との連携についても掲載し、常にチェックしていきたい。

委員長) 村社協には行政と連携したうえで進め、住民にも周知していったほしい。

委員) 災害には自然災害と人的災害があるので、それぞれへの対応を考えていったほしい。

民生委員・児童委員の表記について

委員) 資料 2 を見ていると民生委員・児童委員の表記が統一されていない。第 3 次地域福祉計画はいずれちゃんとした冊子になって一般の住民の目に触れると思うので、その点は注意してもらいたい。

事務局) 了解した。

(他にも「主任児童委員」「地区社協のふれあい協力員」の表記についての指摘をいただいたが、どちらもこのまま記載することになった)

稲垣先生) 第 3 次地域福祉計画は多くの住民の目に触れるものであり、団体名や委員名が記載されていることで、住民の自覚を促す、いわば啓発の意味もある。

基本目標 4—1 「成年後見制度」について

・事務局から、基本目標 4 の修正点・追加点（総合相談窓口の整備，権利擁護の普及啓発，サービス利用者の権利擁護）について説明した。

事務局）村社協とは，福祉後見サポートセンターでの事業や，日常生活自立支援事業の体制チェックなどで連携していきたい。また，村内の各福祉施設の運営協議会に行政職員も参加してチェックをしていきたい。さらに保育園の監査は公立・私立ともに毎年子育て支援課が行っていく。

委員）基本目標 4-1 「成年後見を中心とした・・・」は「成年後見制度を中心とした・・・」にした方がよい。また，この文言だと児童の権利擁護については含まれないのではないか。

稲垣先生）成年後見制度が改正され，未成年後見も含まれるようになったので，これで問題ない。

委員）了解した。

稲垣先生）本当は「成年後見制度」という制度名を変えなければならない。これまでは未成年の後見は親権のある親が担っていたが，民法が改正され，児童虐待のある世帯の親は親権を停止され，代わって首長が親権を請求をできるようになった。あるいは両親が行方不明のため養護施設を利用しているような子どもの権利擁護をする必要が出てきている。

委員）それならば，一般住民に分かりやすいように，説明を入れておいた方がいい。

稲垣先生）第 2 次計画と同様，アスタリスクを入れて注意書きを書いておくといい。

事務局）了解した。

個人情報保護と地域及び関係機関が共有すべき情報のルールづくり

委員）「個人情報の取り扱い」について，「住民や民生委員と担当職員に説明を行う」とあるが，民生委員・児童委員や担当職員には守秘義務があるから必要ないのではないか。

稲垣先生）ここでいう「個人情報保護の取り扱い」は守秘義務のことではなく活用方法を指している。民生委員・児童委員は知り得たことを漏らすと職務違反になるため日頃から非常に意識が高いが，成年後見制度などの各種制度が改正されたことについてレクチャーし，今後はどこまで「報告・連絡・相談」が可能か情報提供していったり，住民に周知していく必要がある。個人情報の取り扱いの仕方には「情報を漏らさない，プライバシーを守る」とことと「活用する」ことがあるので，誤解しないでほしい。

委員）東海村では，民生委員・児童委員が知り得た個人情報の活用は積極的にはやっていない。地区社協の活動には必要に応じて提供したりもするが。先生が言われたことについては，マニュアル化が必要かもしれない。

稲垣先生）ここには「村社協職員」「行政職員」も含めた方がいいかもしれない。職員の中には個人情報の取り扱いについて勘違いしている人もおり，ケース検討のときに，情報提供

すべきことも言わなかったりする。例えば児童相談所の職員が子どものケースを検討するときに、子どもの持病情報を出さなかったりする。

委員) 例えば、行政が「守秘義務だから」と言って何も情報提供してくれないと、我々民生委員・児童委員は何もできない。

稲垣先生) ここには「村社協・行政」も入れてほしい。

事務局) 了解した。

基本目標 4－2「福祉の窓口（総合相談窓口）の設置」について

委員) 4－2「総合相談窓口」では、「ワンストップサービス」という言葉がキーワードになると思うので、アスタリスクで説明を入れてほしい。

事務局) 了解した。その言葉を取り入れた文言に変える。

③第 5 次総合計画後期基本計画の進行状況について

- ・事務局より資料 4 を用いて説明した。
- ・団体名等が並記されている部分は、並記順を見直すことになった。
- ・一部送り仮名に誤りがあったため、修正することになった（「行なう」→「行う」）
- ・第 5 次総合計画後期基本計画の「権利擁護」に関する施策の方向性の文言が、第 3 次地域福祉計画の基本目標 4 の文言と同じであることについて、委員からご指摘をいただいたが、会議内で検討した結果、「第 5 次総の施策の方向性を、その重要性に鑑み第 3 次地域福祉計画の基本目標に設定する」という判断で、このままでいくことになった。
- ・今回いただいた意見をもとに再度修正し、9 月 7 日の 5 次総の福祉部門ワーキングにけることを説明した。

④第 3 次地域福祉計画の基本理念（案）について

- ・事務局より、第 5 次総の政策 3－1 の文言が、第 3 次計画の基本理念になることを説明し、了承いただいた。

委員) 第 5 次総合計画後期基本計画の文言に「生活困窮者の・・・予防自立の観点から」とあるが、「予防」とはどのようなことをするのか。またそれに当たる施策は、第 3 次地域福祉計画の施策体系の中のどれに当たるのか。

稲垣先生) 例えば失業が長引けば生活困窮に陥るが、事態が深刻になる前に相談に当たったり就労支援をしていったり、サービス利用の前段階で支え、生活保護制度の前段階で支える。昔であれば近所の人や親戚が支えたが、今はそれが難しいので、相談事業を手厚くしていくイメージである。介護予防と同じで、問題が起きそうな時点で速やかに対応し、お金やサービスを使わないようにできる。

こういったことに対応した施策は生活困窮者自立支援事業で行っていくのだが、村がどこまでできるのか不透明なところがあるので、もう少し見えてきたら具体的にしていきたい。現在は村社協と連携した事業を検討しているところである。

⑤その他

- ・ 10月以降の会議の日程調整を行い、以下の日程に決定した。
10月28日（水）14時から 絆会議室
11月30日（月）14時から 絆ボランティア室3

（6）閉 会